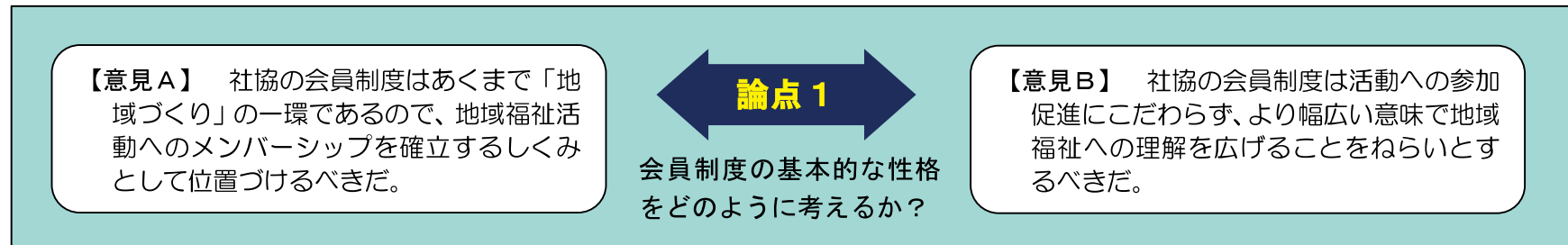


**PART・III 会員・会費制度のあり方に関する  
主な論点と考え方**

PART 1・2では、会員・会費制度に関する問題点と現状について分析を試みました。

ここでは、そうした現状をふまえた上で、今後の会員・会費制度のあり方を考えるにあたっての論点を整理し、ワーキングとしてめざすべきと考えた方向性を提起します。

なお、このワーキングからの意見は、あくまでもこういう考え方もあるという例示として受け取っていただきたいと思います。各論点ごとに、それぞれの地域に応じた答えがあるはずであり、もとより画一的な正解はありません。この論点整理が、各地域、各社協で議論をするにあたっての参考となれば幸いです。



■ ワーキングでは・・・

いくら社協の会員が増えても、住民にとって暮らしやすい地域づくりが進まなければ意味がありません。住民や関係者の地域福祉への参加促進につながってこそ、社協が会員制度を営む価値があると考えます。ただし、社協や地域福祉を住民に知ってもらうことと、社協の会員になることはニワトリとタマゴの関係なので、いずれにしてもきめ細かな情報提供やPRは重要です。

【意見A】 団体会員についても個人会員と同様、地域福祉の参加のメンバーシップとして位置づけるべきだ。

## 論点2

団体会員制度をどう位置づけるか？

【意見B】 団体会員は個人会員以上に、社協の事業に対する賛助的・スポンサー的な位置づけがふさわしい。

### ■ ワーキングでは・・・

地元の企業や商店などについては、住民（個人）会員と同様、地域づくりに積極的に参加してもらうために会員制度を活かすべきでしょう。またそれとは別に、福祉関係者のネットワークを作ることは社協の基本的な役割のひとつであり、それは地域づくりにも有効なので、そのための会員制度も必要と考えます。

【意見A】 社協の本旨である「住民主体」を経営面や事業運営面でも具現化するために、会員から役員等を選出するべきだ。

## 論点3

会員制度と役員等の選出はリンクさせるべきか？

【意見B】 会員は必ずしも市民全体を代表する立場にないので、そこから役員を選出することは社協の公益性に反する。

### ■ ワーキングでは・・・

たしかに市民の大多数が会員になっているわけではないので、会員から選出された役員が市民全体の代表とはなり得ないと思われます。しかし、狭い範囲の福祉関係者だけでなく、なるべく幅広い市民参加による経営体制を構築することは、これからの社協にとって重要な課題と考えます。役員選出だけでなく、市民モニター制度等により、日常的に市民の意見反映を図ることが重要でしょう。

【意見A】 社協の会費はあくまで寄付金・賛助金的なものであり、地域福祉への参加の一形態として位置づけるべきだ。

#### 論点4

会費制度の基本的な位置づけをどう考えるか？

【意見B】 広報紙を送付したり、特典を付けることなどにより、会費に見合うメリットを感じていただくことが大切だ。

#### ■ ワーキングでは・・・

通常、社協の会員になる方には、会費に対して金銭的・物資的な見返りを期待するという意識は少ないと思われます。むしろ、会費がどのような形で地域福祉に有効に活用されているかをお伝えすることが重要です。市民にとって、明るく住みよい地域づくりが進むこと以上の“利益還元”はあり得ないはずですし、それこそが社協の市民に対する責任・役割の果たし方だからです。

【意見A】 会員と会費は必ずしもセットである必要はなく、むしろ切り離した方がそれぞれの趣旨が明確になると思われる。

#### 論点5

会員制度と会費制度の関係をどう考えるべきか？

【意見B】 会員としての地域福祉への参加意思の表明と、会費拠出は一体のものであり、切り離すことはできない。

#### ■ ワーキングでは・・・

「活動には参加できないけれど何かの形で地域に貢献したい」。そんな市民や団体のために「多様な参加の選択肢」としての会費制度はこれからも必要です。しかし、会員制度を「地域福祉の参加のメンバーシップ」と考えれば、必ずしも会員制度と会費制度はセットである必要はないと思われます。